

「医療保険制度及び年金制度等に関する決議」について

平成29年2月24日開催「第202回組合会」で決議 ～全国市町村職員共済組合連合会理事長宛て同日要望書提出～

わが国の社会保障制度は、働き盛りの現役世代が支える制度となっておりますが、少子化の進展により現役世代が減少している状況に加えて、今後は団塊世代の高齢化に伴う高齢者の増加が大きく影響する制度になっています。

特に、医療保険制度においては、高齢者医療制度への財政支援が被用者保険全体の財政に大きく影響を与える仕組みとなっており、平成29年度から後期高齢者医療制度への支援金の計算方法が総報酬を基準に行われることから負担が増大し、また、介護保険制度への納付金の算定方法についても平成29年度から段階的に総報酬を基準とすることが検討され、さらなる負担の増大が懸念されております。

こうした状況を踏まえ本組合においては、地方公務員制度の根幹となる医療保険制度等が将来にわたり健全に維持・運営されるよう、去る2月24

日に開催された「第202回組合会」において『医療保険制度及び年金制度等に関する決議』（下記参照）を全会一致で決議いたしました。

この決議は、組合会終了後、組合会議員を代表して、持田明彦理事(小川町)、松本貢一理事(新座市)、國分政義理事(さいたま市)、坂本善雄理事(深谷市)、板山裕樹監事(草加市)、横溝光男議員(川越市)、白井正議員(吉川市)、川野道広議員(川口市)、半賢芳男議員(狭山市)及び堀部信和議員(久喜市)により、全国市町村職員共済組合連合会理事長宛てに提出し、関係機関への働きかけを強く要望いたしました。今後とも、よりよい制度への改善に向けて組合員皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。



医療保険制度及び年金制度等に関する決議

わが国における社会保障制度を取り巻く状況は、急速な少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化に加え、低迷する社会経済・雇用情勢などを背景に大きな変革期を迎え、私たちの共済制度も含めた制度全般が大きく揺らいでいることから、次世代へ引き継げる持続可能な制度の確立が求められている。

医療保険制度については、平成27年に成立した「医療保険制度改革法」により後期高齢者医療制度に係る支援金について、各被用者保険の負担能力に応じた負担という観点から、平成29年度に全面総報酬割が実施されることとなり、更には、介護納付金に係る算定基準についても、平成29年8月分より段階的に総報酬割を取り入れ平成32年度には全面総報酬割に移行することが検討されており、これらは新たな負担増に繋がる内容であり共済組合をはじめとする被用者保険全体の大きな負担増に繋がり、今後の健全な制度運営が懸念されているところである。

また、2025年(平成37年)には、65歳以上の高齢者が総人口の4割を占め、とりわけ、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達するなど、超高齢化社会を目前に控え、単位共済組合の高齢者医療制度への負担がますます増加していくことが見込まれ、こうした状況が続けば医療保険財政の悪化は避けられず、医療保険事業を維持するためには、さらなる財源率の引き上げは避けられない状況になると危惧しているところである。

一方、年金制度については、被用者年金一元化により私たちの共済年金が厚生年金保険制度に統合されたことに伴い、年金受給者の立場に立ったサービスの充実と、更に、確実かつ効率的な制度運営を行いながら、世代間の公平性を図り、給付と負担の均衡を保ちながら永年にわたり持続可能な年金制度の確立が求められており、今後の動向を注視する必要があると考えているところである。

については、地方公務員共済制度の根幹である医療保険制度及び年金制度が将来にわたり健全に維持・運営され、組合員及び被扶養者の生活の安定と福祉の向上に資するため下記事項について強く要望するものである。

記

1. 国への要望事項

- (1) 高齢者医療費のさらなる増高が確実視されるも、高齢者医療制度への納付金や支援金等の負担方法については、地方公共団体及び組合員の掛金・負担金や保険料に過度に依存することないよう、国庫負担の拡充を図ること。
- (2) 先進医療及び難病対策など生命にかかわる必要な医療は、国が積極的な補助を行うこと。
- (3) 雇用と年金の接続を重視し、現行の65歳支給からの満額支給制度を引き続き維持すること。また、私たちの年金積立金の運用にあたっては、リスクの高い運用については極力避けるとともに、その透明性の確保に努めること。

2. 全国市町村職員共済組合連合会への要望事項

- (1) 共済制度が、公務員制度の一環として、共済事業である年金・医療・福祉を一体として合理的かつ民主的に運営されていることから、今後も持続的に堅持・運営できるよう関係機関へ働きかけを行うこと。
- (2) 長期給付に係る資金運用にあたっては、長期的な観点に立ち安全で効率的な運用に努めること。
- (3) 昨今の組合員貸付金の減少は、貸付利率が市中金利より高いことに起因するものと考えられることから、組合員がより利用しやすい貸付制度とするため、貸付利率の引き下げ、または貸付金の財源に他の福祉経理の余裕金を含めるなどの見直しを図るよう関係機関へ働きかけを行うこと。

以上、決議する。

平成29年2月24日

埼玉県市町村職員共済組合
第202回組合会